平成 29 年 5 月 16 日

第 55 回ドラッカー「マネジメント」研究会　発表＜02＞

「ESG 投資とマネジメント」

桜井 智之

1．ESG 投資とは（環境：Environment、社会：Social、企業統治：Governance）

財務情報の分析に加え、非財務情報（ESG 情報）の分析によって投資判断する。

①従来のアクティブ運用（財務情報の分析）

・今期や来期の業績見通しを重視

・販売動向・受注状況、原材料価格の動向、市場におけるシェア、為替・景気動向

②ESG 投資（財務情報＋非財務情報の分析）

・中長期的な業績見通しを重視し、中長期的な投資収益の最大化を目指す

・中長期的に収益環境に影響を及ぼす情報（企業理念、経営戦略、コーポレートガバナンス等）

2．ESG 投資が普及した経緯

（1）国連の責任投資原則（PRI：Principle for Responsible Investment）

2006 年に国連が機関投資家に対して、投資の意思決定プロセスに ESG を巡る課題を組み込み、受益者のために長期的な投資成果を向上させることなどを提唱した原則。

ESG 投資の実践は、投資行動を通じて持続可能な社会に貢献し、社会的な利益とも整合する。

（2）日本版スチュワードシップ・コード（2014 年 2 月制定）

機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る。

（3）コーポレートガバナンス・コード（2015 年 6 月制定）

上場企業による実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則。

経営の基本方針や業務執行に関する意思決定を行う取締役会は、経営陣による執行を適切に監視しつつ、適切なガバナンス機能を発揮することにより、企業価値の向上を図る責務を有する。

（4）GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）の国連責任投資原則の署名（2015 年 9 月）

GPIF はスチュワードシップ責任（企業価値の向上や持続的成長を促す）を果たす一環として、ESG への取り組みを強めることとし、ESG に対する考え方を明確にするために PRI に署名。

（5）日本版スチュワードシップ・コードの改訂（2017 年 5 月予定）

アセットオーナー（年金基金等）によるスチュワードシップ活動の実効的なチェックなどを追加。

3．ESG 投資（コーポレートガバナンス）とマネジメント（マネジメント第 52 章：取締役会）

①企業は審査のための機関を必要とする（トップマネジメントの相談相手、評価機関）。

②企業は成果のあがらないトップマネジメントを交替させる機関を必要とする（実力をもつ）。

③企業は対社会関係のための機関を必要とする（利害関係者との接触：株主、投資家、コミュニティ）。

取締役会メンバーに求められるのは、(1)能力、(2)時間、(3)トップマネジメントから独立

4．ESG 投資の将来

・ESG のメインストリーム化：ESG 評価を従来のアクティブ運用の企業評価プロセスに統合し、中長期的な業績見通しに基づいて企業の投資価値を判断する。

・ショートターミズム（短期志向）から ESG 情報に基づく長期志向の投資への転換。

以　上